



令和 8 年 7 月 1 日

奈良県葛城市

庁舎内等における職員への勧誘・配達・集金等の禁止について

葛城市では、公務の政治的中立性の確保、職員が安心して職務に専念できる職場環境の維持、及び庁舎内の秩序ある管理を徹底するため、令和 8 年 7 月 1 日から、庁舎内等における職員への公務と関係のない勧誘・配達・集金等の行為を禁止します。

具体的には、職員に対する政党その他の団体が発行する機関紙・機関誌等の購読勧誘、配達、集金行為について、勤務時間内外を問わず、庁舎内等では認めないこととします。

市民の皆様信頼される公正・中立な行政運営を維持するとともに、職員が心理的な負担を感じることなく職務に専念できる環境を確保するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

■実施の背景と目的

「葛城市庁舎管理規則」では、庁舎内において、事務又は事業と関係のない物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為を禁止しています。しかしながら、これまで庁舎内等においては、政党その他の団体が発行する機関紙・機関誌等の購読勧誘、配達、集金行為が、長年の慣例等により行われてきた状況がありました。

近年、自治体職員を守るためのハラスメント防止に関する取組が進む中、庁舎内で職員が勧誘を受けることについて、「断りにくい」「心理的な圧迫を感じる」といった指摘もあります。また、政党その他の団体の機関紙・機関誌等が庁舎内で勧誘、配達又は集金されることは、公務の政治的中立性に疑念を抱かせるおそれもあります。

このような状況を踏まえ、葛城市では、庁舎管理規則に基づき、庁舎内等における職員への公務と関係のない勧誘・配達・集金等の行為を禁止するものです。

なお、政党その他の団体の機関紙・機関誌等の購読は、職員個人の自由であり、これらを制限するものではありません。職員が個人として購読、契約等を行う場合は、自宅等、庁舎外で行うよう周知します。

この件に関するお問い合わせ先：

企画部 人事課 TEL 0745-51-1335

総務部 管財課 TEL 0745-44-8217